

議第87号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和3年5月18日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>の入居者である相手方は、住宅敷地内への汚水の散布等を繰り返し行ったほか、自室において、七輪で木片を燃焼させる行為を2度にわたって行うなど、他の入居者に迷惑を及ぼす行為を行ったことから、本市は、相手方に対し、これらの行為を行わないよう再三指導し、警告したが、相手方はこれに従わない。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。